

利尻富士町小型風力発電施設等設置に係るガイドライン

平成29年10月13日制定

このガイドラインは、利尻富士町において発電規模が20kw未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）を設置するにあたり、騒音や電波障害による住民生活への影響を防ぐことや、国立公園を有する本町の自然の風景地保護並びに自然環境及び生物多様性の保全を目的とし、設置者及び管理者が自主的に順守すべき事項を定めるものです。

なお、このガイドラインは、社会情勢や環境の変化等により必要に応じて随時見直すこととします。

1. ガイドラインの対象となる小型風力発電施設等

利尻富士町において発電規模が20kw未満の小型風力発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下、「建設等」という。）を行う場合を対象とする。ただし、売電を主目的としないもの、若しくは公共的なものは対象外とする。

2. 対象地域

町内全域とする。

3. 建設困難区域等

各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、埋蔵文化財の保護、良好な生活環境の確保等を勘案し、建設困難区域等においては小型風力発電施設等の建設等の自粛を求めるものとする。

なお、建設困難区域等を次のとおりとする（別紙ガイドラインマップのとおり）。

- ①法規制等により極めて建設等が困難な区域
- ②埋蔵文化財包蔵地のため保護が必要な区域
- ③土砂災害警戒区域により極めて建設が困難な区域
- ④建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域
- ⑤自然保護等から建設等が好ましくない区域

4. 建設等における基準

設置者及び管理者が小型風力発電施設等の建設等をするにあたり順守を求める基準は次のとおりとする。

(1) 住宅等との距離

原則、住宅等（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。）から200m以上離れること。

(2) 騒音・低周波音対策

建設後、騒音、低周波音の障害又は苦情が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を利尻富士町に報告すること。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(4) 自然環境

小型風力発電施設等の建設によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 景観

小型風力発電施設等の配置、デザイン、色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

景観等を著しく阻害する場合は、事業者が必要な措置を講ずること。

(6) 事業説明

小型風力発電施設等の建設前に、設置地域や規模の概要について、地域住民（地権者、自治会等）に対し事業説明するものとする。また、事業説明会の実施結果について利尻富士町に報告すること。

(7) 光害

小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物へ影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財保護

小型風力発電施設等の建設等にあたっては、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(9) その他

道路法、海岸法、森林法、自然公園法、文化財保護法、景観法など、関連する法律の定めを順守するとともに、関係機関や近隣の自治会との事前協議を十分に行うこと。

ガイドラインマップ

建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域

自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域：ポン山・ペシ岬・タ日ヶ丘等から見る自然風景の保護、エゾカンゾウ等の植生保護、礼文島及びフェリーから望む自然風景の保護

法規制等により極めて建設等が困難な区域：森林法による保安林、自然公園法による特別保護地区・第1～3種特別地域及び普通区域、海岸法による海岸保全区域・文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地、土砂災害警戒区域

自然風景の保護等から建設等が好ましくない区域：沼浦から南浜のオタマリ沼、南浜湿原を含めた眺望・自然風景の保護、湿原等の植生保護

凡例

- ：法規制等により極めて建設等が困難な区域
- ：自然保護等から建設等が好ましくない区域
- ：建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地区域
※住宅等から200m以上離れること

